

○国土交通省告示第八百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七条の三の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

二

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

図書の種類	三								
明示すべき事項	工事履歴書	状況調査書	各種計算書	各部詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	断面図又は矩計図	二面以上の立面図
	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びびさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置

配置図	空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	エネルギー消費性能向上設備の種別
各階平面図	各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置
用途別床面積表	用途別の床面積
二面以上の立面図	外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三（略）

第二 第一の表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。
--

第三（略）

附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。